令和８年度　湯浅町会計年度任用職員募集要領

（申込み及び問い合わせ先）湯浅町教育委員会
TEL　0737-63-1111
FAX　0737-62-3601

１　募集内容

募集期間	令和８年１１月２７日（金）～令和８年１２月２１日（月） ※令和８年１２月２１日（月）までの消印有効 ※申し込みは、持参または郵送に限ります。 ※郵送の場合は、必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「申込み」と朱書きしてください。 これ以外の方法による不着の問題につきましては、一切対応できません。
募集職種	※募集職種のとおり
申込方法	「会計年度任用職員申込書」及び「こども性暴力防止法に基づく誓約書」に必要事項を記入の上、教育委員会事務局へご提出ください。申込書は教育委員会事務局（役場２階　１９番）窓口にも設置しています。
申 込 先	あて先：〒６４３－０００２　有田郡湯浅町青木６６８－１ 湯浅町教育委員会 電　話：０７３７－６３－１１１１（直通）
募集資格	１．地方公務員法第１６条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は、受験できません。 （１）　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 （２）　湯浅町の職員として懲戒免職の処分を受け、該当処分の日から２年を経過しない人 （３）　日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人 ２．募集資格一覧表の学歴免許等の欄に記載のある資格を有する人
採用方法	申込書受付等後、書類選考と面接を経て採用を決定します。なお、採用決定次第募集を打ち切ります。 ※本職種の採用に当たっては、令和８年 12 月 25 日施行の学校設置

	者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 　特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。
合格発表	面接から約７日に通知します。

２　勤務条件等

任用期間	採用日～令和９年３月３１日 ※採用日は、最短で１月１日になります。 ※採用から１か月間を良好な成績で勤務した場合に、正式採用となります。 ※本人の勤務実績等により、次年度の任用が可能です。	
報 酬 等	**１．基本報酬　募集職種一覧のとおり** **２．費用弁償（通勤手当相当分）** 　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給 **３．期末・勤勉手当** 　年２回（６月・１２月）に支給 但し、週３０時間以上勤務し、基準日の１月以上前において採用された場合に限ります。 　※令和８年度６・１２月分の支給はありません。	
福　　利	共済組合保険、厚生年金保険、雇用保険 ※募集職種一覧のとおり	
休　　暇	有給休暇	年次休暇、公民権の行使、官公署への出頭、災害に伴う休暇、親族の死亡による休暇、結婚による休暇、夏季休暇、不妊治療による休暇、産前・産後休業、負傷又は傷病休暇、子の看護等休暇、短期の介護休暇、骨髄等移植ドナー休暇　等
	無給休暇	介護休業、生理休暇、妊産疾病休暇、公務上の負傷又は疾病又は通勤による負傷疾病休暇　等

	育児休業	任命権者を同じにする１年以上の任用（継続勤務）であり、子が１歳６か月に達する日までに任用が継続する見込みがあり、規則で定める勤務日数以上の勤務をした場合に付与
服　　務	地方公務員法の規定による ※服務の宣誓、命令従事義務、信頼失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止 等	
災害時の対　　応	災害時の避難所運営等に従事する。	